

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成24年1月4日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 山本直久

監査対象団体 社団法人 丸亀市シルバー人材センター

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 22 年度及び平成 23 年度(平成 23 年 7 月 31 日現在)に支出した「社団法人 丸亀市シルバー人材センター」への補助金及び綾歌もちの木センター、自転車駐車場の指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 23 年 8 月 31 日から 9 月 20 日
- 4 監査執行日 平成 23 年 9 月 21 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

補助金等の名称	補助金等の額	
	平成 22 年度	平成 23 年度
丸亀市高齢者就業機会確保事業運営補助金(運営分)	11,125,000 円	8,700,000 円
丸亀市高齢者就業機会確保事業運営補助金(企画提案方式分)	1,000,000 円	700,000 円
補助金 計	12,125,000 円	9,400,000 円
丸亀市綾歌もちの木センター指定管理委託料	700,000 円	700,000 円
丸亀市自転車駐車場指定管理委託料	7,410,000 円	7,350,000 円
指定管理委託料 計	8,110,000 円	8,050,000 円
合 計	20,235,000 円	17,450,000 円

所管課：丸亀市高齢者就業機会確保事業運営補助金は高齢者支援課

丸亀市綾歌もちの木センター指定管理委託料は福祉課

丸亀市自転車駐車場指定管理委託料は都市計画課

平成 22 年度は決算額、平成 23 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資するとともに活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 概要

臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢退職者等のために、当該就業の機会を確保し、組織的に提供すること。

臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高齢退職者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。

高齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等を行うこと。

前各号に掲げるもののほか高齢退職者等のための臨時的かつ短期的な就業に

関し必要な業務を行うこと。

(3) 事務所の所在地

丸亀市幸町一丁目 10 番 15 号

従たる事務所

丸亀市綾歌町栗熊西 800 番地 2

(4) 会員

正会員、特別会員、賛助会員

(5) 会議

通常総会、臨時総会、理事会、評議員会（理事長が委嘱した評議員 20 名以内をもって構成する。）

(6) 役員

理事長 1 名、副理事長 2 名、常務理事 1 名、理事 15 名以上 20 名以内、監事 2 名

7 監査方法

社団法人 丸亀市シルバー人材センターへの平成 22 年度及び平成 23 年度(平成 23 年 7 月 31 日現在)に丸亀市から受けた補助金及び丸亀市綾歌もちの木センター並びに自転車駐車場の指定管理料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

(1) 補助金、指定管理委託料に関する共通事項

配分金関係は、収入票や支出票が作成されていないので、経理を明確にする為にも作成すること。

(2) 補助金に関する事項

請負契約書において、年度開始前に契約しているものが見受けられるが、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められているので、予算が確保された 4 月 1 日以降で契約を締結すること。

戻入については、支出票に記載され出納簿では処理されているが、戻入票が作成されていないので、お金の流れを明確にする為にも戻入票を作成し、戻入処理を行うこと。

支出票に記載している検収・確認日は単なる事務処理日を記載しているが、実際に検収を行った日付を請求書に記載し、検収した者が押印した上で、その日付を支出票の検収・確認欄に転記すること。

(3) 指定管理委託料に関する事項

管理運営業務を行うに当たり、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせる場合は、あらかじめ市の承認を得ることとなっているので、事業計画書に委託内容を一括で記載し承認を得るか、その都度決裁を担当課に合議するかのどちらかの方法で承認を得ること。

検討すべき事項（意見）

(1) 補助金、指定管理委託料に関する共通事項

立替払が多く見受けられるが、補助金等の適正な執行を行うために原則として立替払は行わないこととし、必要がある時は支出目的や内容を明確にした支出票を作成し、決裁を得た後に資金前渡や小口現金等による方法で支出するようにしていただきたい。

また、やむを得ず立替払をした場合は、立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を徴していただきたい。

(2) 補助金に関する事項

丸亀市シルバー人材センター役員の報酬及び費用弁償支給規則において、費用弁償を日額で定めているが、本来費用弁償とは実費弁償であり、ここで言う費用弁償は報酬的意味合いが強いので、規則の内容等を見直していただきたい。

監査対象団体 天守閣のある町城西

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 22 年度及び平成 23 年度(平成 23 年 7 月 31 日現在)に支出した「天守閣のある町城西」への補助金及び城西コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 23 年 8 月 31 日から 9 月 20 日
- 4 監査執行日 平成 23 年 9 月 21 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 22 年度	1,368,200 円
	平成 23 年度	1,373,300 円
名 称	丸亀市城西コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 22 年度	6,748,412 円
	平成 23 年度	6,750,000 円
所 管 課	生活環境部地域振興課	

平成 22 年度は決算額、平成 23 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

城西地区住民の自主性と相互の信頼関係に基づく生活共同体として、共に仲良く健康で文化的自主活動をめざして、心ふれあう住みよい町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- 啓発活動の積極的推進
- 地域問題の対策と解決
- 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- 青少年健全育成の推進
- 文化活動の積極的推進
- 生活改善及び保健栄養思想の普及
- 体力の維持増進を計る諸活動の推進
- 心のふれあいを深める活動の推進
- 丸亀市の指定管理事業

その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市山北町 722 番地 1 丸亀市城西コミュニティセンター内

(4) 会員

城西地区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、理事会、役員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 7 名、会計 1 名、監査 2 名、書記 1 名

7 監査方法

地区コミュニティ『天守閣のある町城西』への平成 22 年度及び平成 23 年度(平成 23 年 7 月 31 日現在)補助金及び城西コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

平成 22 年 9 月 14 日の総務費の支出で材料代を支払っているが、消費税及び地方消費税を支払っていないものがあつた。この支出は立替払であつたため、立替えた個人の負担となっているので、今後こういったことがないように注意すること。

(2) 指定管理委託料に関する事項

自家用電気工作物保安管理業務委託契約を締結しているが、契約書に契約金額の記載が漏れている。見積書を徴しているため金額は確認できるが、契約金額は重要事項であるので、契約書に金額を記載して契約をすること。

電気、水道、電話料金は口座引落をしているが、支出票を作成していないので、経理を明確にする為にも支出票を作成すること。

警備業務委託契約について期間延長の自動更新条項が見受けられるが、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定めら

れていることから、翌年度予算の裏づけのない自動更新契約はできないものであり、このような場合は債務負担行為による契約とするか、市の規程に準じ長期継続契約できるものは長期継続契約とすること。

検討すべき事項（意見）

（１）補助金に関する事項

立替払が多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行う為に原則として立替払はしないこととし、必要がある時は、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や小口現金等で決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。また、やむを得ず立替をした場合は立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を徴していただきたい。

日々の現金の取扱いについて、収入金と支出金を差引きした金額を通帳に記帳しているが、収支を明確にするためにも、収入金は一端通帳に入れ、支払金は改めて支出するようにしていただきたい。

（２）指定管理委託料に関する事項

社会保険料の支払いについては、一端個人に支払った職員給与から社会保険料の個人負担分を本会計の人件費に戻入し、その後、再度人件費より事業主負担分と合わせて支払っているが、給与支給の際は、個人へは明細書をつけて社会保険料の個人負担分を差し引いた形で支給し、差引いた個人負担分は事務局が別途通帳で保管しておき、事業主負担分と合わせて社会保険庁に支払うようにしていただきたい。

予算額以上に予算執行し、年度末に予算流用という形で決算額を合わせているが、総会で承認された予算額以上に執行することはできないので、この場合は事前に予算流用票を作成して決裁を得てから予算執行をすること。また、予算流用の決裁は、会長決裁とするか、役員会で承認するのか、総会まで開くのかをコミュニティで検討していただきたい。

監査対象団体 港、ふれあいのまち城乾

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 22 年度及び平成 23 年度(平成 23 年 7 月 31 日現在)に支出した「港、ふれあいのまち城乾」への補助金及び城乾コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 23 年 8 月 31 日から 9 月 20 日
- 4 監査執行日 平成 23 年 9 月 21 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金他		
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱		
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。		
交 付 額	平成 22 年度	コミュニティ運営助成金	1,247,800 円
		いつでも安心ネットワークづくり事業補助金	100,000 円
	平成 23 年度	コミュニティ運営助成金	1,246,800 円
		安心サポーター編成事業補助金	100,000 円
名 称	丸亀市城乾コミュニティセンター指定管理委託料		
指定管理委託料	平成 22 年度	7,033,867 円	
	平成 23 年度	7,060,000 円	
所 管 課	生活環境部地域振興課		

平成 22 年度は決算額、平成 23 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

城乾校区地域住民の自主性と相互の信頼感に基く生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を目指して、支え合い、助け合い、あたたかさを感じる「まちづくり」を推進することを目的とする。

(2) 事業

- 啓発活動の積極的推進
- 健康づくり運動の推進
- 保健栄養思想の普及
- 地域環境対策の推進
- 社会福祉の推進及びコミュニティづくり
- 青少年健全育成の推進
- 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- 生活改善指導の推進

防災対策の推進

指定管理者としての城乾コミュニティセンターの管理、運営

自治会、関係機関、諸団体との連絡・運営及び諸事業に対する協力並びにこれらの推進

その他本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市南条町 34 番地 28 丸亀市城乾コミュニティセンター内

(4) 会員

城乾校区内の住民及び団体

(5) 会議

総会、役員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長若干名、理事若干名、監事 2 名、事務局長 1 名、書記 1 名、
会計 1 名、部会長 6 名

7 監査方法

地区コミュニティ『港、ふれあいのまち城乾』への平成 22 年度及び平成 23 年度(平成 23 年 7 月 31 日現在)補助金及び城乾コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

金銭出納簿において、精算返納及び戻入処理を収入に計上しているが、収入とせず戻入として支出の減額として負の計上をすること。

検討すべき事項(意見)

(1) 補助金に関する事項

立替払が多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行う為に原則として立替払はしないこととし、必要がある時は、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や小口現金等で決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。また、やむを得ず立替をした場合は立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を

徴していただきたい。

補正予算や予算流用の手続きが出来ていないので、それに対応できる内部規定を作成していただきたい。なお、規定を作成する際は、できる限り緊急時にも対応できるような規定にしていきたい。

わんぱく寺子屋活動など補助金は、仮払いで支出して、一端全額を戻入し、再度掛かった費用を支出しているが、概算払で支出し、事業完了後に精算するようにしていきたい。

ふれあいまつり城乾の実行委員会の支出でプログラム印刷代の支出票は10万円であるが、領収書は113,904円となっている。ふれあいまつり実行委員会の経費で、差額の13,904円を支出したのであれば、ふれあいまつり実行委員会が支出したという明細を支出票に記載して領収額と一致するようにしていきたい。

冬の雪あそびの会計報告で、繰越金を支出欄に記載し、収入金額と支出金額を合わせており、繰越金は部会で保管しているが、こういう処理は好ましくない。繰越金は精算により戻入し、新たな費用が必要な時はその都度助成をしていただきたい。

(2) 指定管理に関する事項

給料は社会保険料等の本人負担分を差引いた額を支出票により支払いしているが、基本的に給料は総額で支出し、その中で社会保険料等の個人負担分については個人ごとに明細書を作成して社会保険料等の個人負担分を差引いた形で支給し、差引いた個人負担分については事務局が別途通帳で管理するようにし、それと事業者負担分を合わせて社会保険庁に支払うようにしていきたい。

また、所得税の年末調整還付金についても別途通帳で管理していきたい。